



SuMi TRUST年金ニュース

(2019年3月29日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金・厚生年金基金】 企業年金の予定利率に係る改正

2019年（平成31年）3月29日、非継続基準の予定利率および下限予定利率に係る告示・通知・事務連絡が発出されました。

I：非継続基準の予定利率（確定給付企業年金）

1. 内容

改正概要はパブリックコメント手続き時の内容（[2019年2月6日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内）と同様の内容です。

（1）非継続基準の予定利率

平成31年度における非継続基準の予定利率は、年率1.05%（±0.5%以内）です。
（平成30年度：1.24%（×0.8～1.2））

- ・0.8以上1.2以下の係数を乗じる方法を改め、労使合意の下、0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率として用いることを可能とするもの。
- ・平成31年3月31日以前に終了する事業年度に係る決算について、まだ報告書を提出していない場合には、労使合意の下、1.24%±0.5%以内の利率を非継続基準の予定利率として用いることが可能。

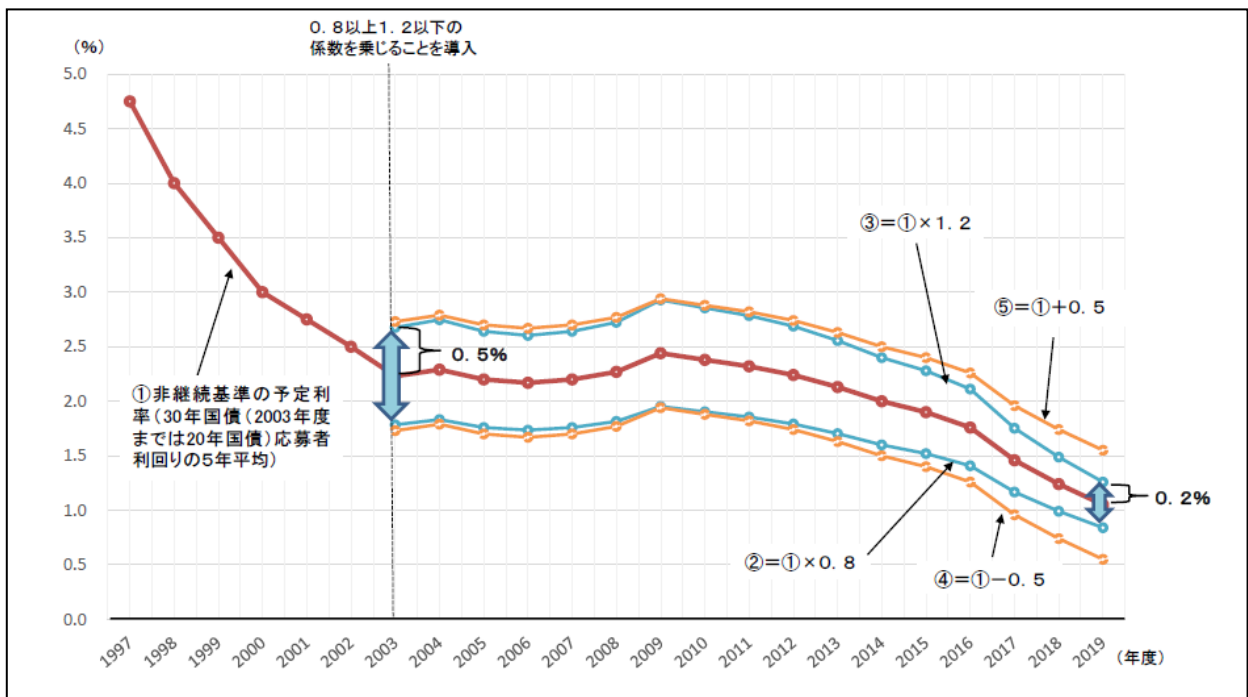
（2）制度終了時等の取り扱い

制度終了やDC移換等の際には、最低積立基準額に用いる予定利率は加入者等の受取額に直接影響します。したがって、制度終了やDC移換等に際しては、利率調整の適用可否について改めて労使間で十分に検討し、予定利率として0.5%以内の率を加算した率を用いる場合は、標準利率を用いる場合に比べ受取額の減少が起り得ることを踏まえ、用いる予定利率を規約に規定する必要があります。

2. 背景

30年国債の応募者利回りの推移を見ると、2012年度頃までは概ね2%を維持していましたが、その後も低下が続き、直近では1%未満の低水準になっています。調整幅を導入した2003年度においては、0.8以上1.2以下の係数を乗じることで予定利率に±0.5%程度（ $=2.23\% \times 0.2$ ）の幅を確保することが可能でしたが、これは最低積立基準額を±8~9%程度変動させる効果がありました。しかし、昨今の長期的な低金利の影響により、2019年度時点で確保できる予定利率の幅は±0.2%程度（ $=1.05\% \times 0.2$ ）であり、これは最低積立基準額を±3.5%程度変動させる効果にとどまり、財政運営上、許容される幅が従前に比べて小さくなっていました。この状況を踏まえ、2003年度当時と同等の効果を得られるよう、予定利率の調整方法が改正されました。

【ご参考】 非継続基準の予定利率の推移と調整幅の推移



(出典) [第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 \(2019年3月19日\) 資料7](#)

Ⅱ：非継続基準の予定利率（厚生年金基金）

平成31年度における非継続基準の予定利率は、年率1.05%です。
（平成30年度：1.24%（×0.8～1.2））

厚生年金基金においては、従前認められていた0.8以上1.2以下の係数を乗じる方法は廃止されます。（0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率として用いることも不可）

Ⅲ：下限予定利率（確定給付企業年金・厚生年金基金共通）

平成31年度における下限予定利率は、年率0.0%です。（平成30年度：0.0%）

ご参考：各種リンク

- ・ 企業年金の利率一覧：弊社作成資料
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329ririt-su.pdf>
- ・ 厚生労働省告示第115号：確定給付企業年金の非継続基準の予定利率の一部改正
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329kokuj-i1.pdf>
- ・ 厚生労働省告示第116号：厚生年金基金の非継続基準の予定利率の一部改正
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329kokuj-i2.pdf>
- ・ 厚生労働省告示第117号：確定給付企業年金の下限予定利率の一部改正
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329kokuj-i3.pdf>
- ・ 通知：厚生年金基金の下限予定利率の一部改正
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329tsuuchi-1.pdf>
- ・ 通知：「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329tsuuchi-2.pdf>
- ・ 通知：「確定給付企業年金制度について」の一部改正
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329tsuuchi-3.pdf>
- ・ 事務連絡：「確定給付企業年金規約例」の一部改正
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329tsuuchi-4.pdf>

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3066